

「初回完全無料！」実は「定期購入」が条件に なっている通信販売にご注意ください

スマートフォンやパソコンなどのインターネットで、健康食品などの「初回完全無料！」「お試し500円！」といった広告を見て注文したところ、実は2回目以降は6,000円で、数か月にわたり定期的に購入しなければならない契約だったという「定期購入契約」に関する相談が多く寄せられています。

2回目以降の解約を伝えると高額な解約料を請求されたり、商品が送られてきて支払いの督促状が来たりするケースがあります。

また、電話でしか解約できないことになっているのに、電話が繋がらないといったケースが多くあります。



※文字も小さく、何度もスクロールしないと「定期購入」が条件になっていることがわかりにくい表示になっている。

消費者に誤解を与えて
契約させるものに注意！

「初回完全無料！」などを大きな文字で何度も強調するように画面上に表示して、「定期購入」が条件になっていることは何度もスクロールしないと表示されないなど、非常にわかりにくい場合が多く、消費者に誤解を与えて契約させるものには注意が必要です。

特定商取引法が定期購入契約の広告の表示義務や禁止行為を定めているほか、広告は景品表示法の規制を受けます。

ただし、通信販売にはクーリング・オフの制度がありません。解約などは契約時の条件に従うことになるのが原則です。消費者にわかりにくいように表示された「定期購入」の契約は不成立であることなどを強く主張していくこととなりますが、事業者によってはなかなか応じません。

「初回完全無料！」などといった広告にだまされないよう、インターネットでの契約は慎重にすることが必要です。

おかしいなと思ったら、すぐに大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ



●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く

消費生活
相談窓口



●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

地域講座
のご案内



メインキャラクター
エルちゃん